

- 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
1年以内
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
1年以内
- ④ 区域
必要と認められる区域
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
6ヶ月以内
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛がんのための飼養の目的

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- ア 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
- イ 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ウ 期間
1年以内
- エ 区域
申請者の職務上必要な区域
- オ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ア 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
- イ 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ウ 期間
1年以内
- エ 区域
必要と認められる区域
- オ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ア 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）
- ウ 期間
6ヶ月以内
- エ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- オ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 41 -

- ① 許可対象者
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限り。）又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
メジロに限る。1世帯1羽
- ③ 期間
繁殖期間中は認めない。
- ④ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
- ③ 期間
6ヶ月以内
- ④ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕

(6) 鵜飼漁業への利用

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限
- ③ 期間
6ヶ月以内
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法

4) 愛がんのための飼養の目的

- ア 許可対象者
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限り。）又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数
メジロ又はホオジロに限る。数は種の如何にかかわらず1世帯1羽
- ウ 期間
繁殖期間中は認めない。
- エ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）
- オ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ア 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
- ウ 期間
6ヶ月以内
- エ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- オ 方法
網、わな又は手捕

6) 鵜飼漁業への利用

- ア 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- イ 鳥獣の種類・数
必要最小限
- ウ 期間
6ヶ月以内
- エ 区域
原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

- 42 -

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ① 許可対象者 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。） ② 鳥獣の種類・数 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。） ③ 期間 30日以内 ④ 区域 原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。	オ 方法 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 ア 許可対象者 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。） イ 鳥獣の種類・数 必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。） ウ 期間 30日以内 エ 区域 原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 オ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 鳥獣保護事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。 1 特定猟具使用禁止区域 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。 (1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い	第五 銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び猟区に関する事項 鳥獣保護事業計画には、銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに猟区に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。 1 銃猟禁止区域 銃猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を法第35条に規定する銃猟禁止区域に指定するよう努めるものとする。 (1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、

- 43 -

場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び大衆人衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 (2) 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地) (3) わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域 2 特定猟具使用制限区域 法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を制限することが必要な区域について指定することができるものとされているが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するよう努めるものとする。 3 猟区 (1) 猟区の設定 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。 ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理運営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。 ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。 ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。 (2) その他 猟区を活用した狩猟初心者等の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を進めるものとする。	農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び大衆人衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 (2) 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地) 2 銃猟制限区域 法第35条第1項に規定する銃猟制限区域は、銃猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、銃猟を制限することが必要な区域について指定することができるものとされているが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を銃猟制限区域に指定するよう努めるものとする。 3 猟区の設定 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。 (1) 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理運営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。 (2) 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。 (3) 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 鳥獣保護事業計画には、特定計画の作成に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る特定計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。	第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 鳥獣保護事業計画には、特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

- 44 -

1 計画作成の目的 特定計画（以下第六において単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家が地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。 2 対象鳥獣 計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。 なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。 3 計画期間 計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。 計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。 また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を行うものとする。 4 対象地域 計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。 なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるよう、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。 5 保護管理の目標 保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。 保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域個体群の生息状況、	1 計画作成の目的 特定鳥獣保護管理計画（以下第六において単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として作成するものとする。 2 対象鳥獣 計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。 なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。 3 計画期間 計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。 計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。 また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を行うものとする。 4 対象地域 計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。 なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるよう、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。 5 保護管理の目標 保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。 保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域個体群の生息状況、
---	---

- 45 -

被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。この場合、個体数又は生息密度に係る目標の設定は、大雪等の環境変動のリスクを見込んで地域個体群が安定的に存続できる水準を下回るものがないように設定するものとする。 また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を図り、適切な目標を設定するよう努めるものとする。 なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区別を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。 目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補充及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。 6 保護管理事業 計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで関係主体が連携し、地域個体群の生息状況及び鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。 なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。 また、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生を未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。 (1) 個体数管理 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理（個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理）を行うものとする。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするとともに、併せてこれらの個体数管理を執行する場合に必要となるきめ細かな特許制限や捕獲許可基準の設定等の措置、特許による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体数管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行うこと、目標達成を図るものとする。 なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合であっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。	被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。この場合、個体数又は生息密度に係る目標の設定は、大雪等の環境変動のリスクを見込んで地域個体群が安定的に存続できる水準を下回るものがないように設定するものとする。 なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区別を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。 目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補充及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、随時見直しを行うものとする。 6 保護管理事業 計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、多様な事業主体との連携や協力を図りつつ総合的・体系的に実施するものとする。 なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。 (1) 個体数管理 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理（個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理）を行うものとする。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を明らかにした個体数管理の年間実施計画の策定を行うものとする。また、併せてこれらの個体数管理を執行する場合に必要となるきめ細かな特許制限や捕獲許可基準の設定等の措置、特許による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数を年度ごとの枠内で調整するための措置を講じるものとする。 なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合であっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。 また、捕獲個体については、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内
---	---

- 46 -

獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。
また、捕獲個体については、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。
なお、不妊処置による個体数管理は、現時点ではその技術手法が十分に確立しておらず、効果予測も困難であることから学術研究として試験的に行うにとどめるものとする。

(2) 生息環境管理
当該地域個体群の長期的な維持及び保護を図るためにその生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

(3) 被害防除対策
被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追払い及び生ゴミや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組み合わせなどにより効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

7 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

特定鳥獣保護管理計画の記載項目

- (1) 計画策定の目的及び背景
- (2) 保護管理すべき鳥獣の種類
- (3) 計画の期間
- (4) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (5) 特定鳥獣の保護管理の目標
- ① 現状
- 1) 生息環境
- 2) 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
- 3) 被害等及び被害防除状況

容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

なお、不妊処置による個体数管理は、現時点ではその技術手法が十分に確立しておらず、効果予測も困難であることから、学術研究として試験的に行うにとどめるものとする。

(2) 生息環境管理
当該地域個体群の長期的な維持及び保護を図るために特に重要な生息地については、生息に適する森林の育成、食糧木の植栽、水場の整備等生息環境の整備・改善を当該地域の自然環境条件や生息域の連続性及び一体性を考慮しつつ積極的に進めるものとする。

また、これらの地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、特に重要な地域については、生息環境の保全を図るために鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

(3) 被害防除対策
被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防対策、忌避剤や威嚇音等による追払い等の対策を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

7 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

特定鳥獣保護管理計画の記載項目

- (1) 計画策定の目的及び背景
- (2) 保護管理すべき鳥獣の種類
- (3) 計画の期間
- (4) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (5) 特定鳥獣の保護管理の目標
- ① 現状
- 1) 生息環境
- 2) 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
- 3) 被害等及び被害防除状況

- 47 -

- 4) その他
- ② 保護管理の目標
- ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方
- (6) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (7) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ① 生息環境の保護
- ② 生息環境の整備
- (8) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項
- ① 被害防除対策
- ② モニタリング等の調査研究
- ③ 計画の実施体制
- ④ その他

8 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討及び評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局及び市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を超えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第6項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うこととなる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

(3) 公聴会等の開催等

法第7条第4項に規定する公聴会を開催するに当たり、利害関係人を選定する場合には都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体又は狩猟者団体等の必要な機関や団体が選定されるよう留意するものとする。また、必要に応じて、公聴会の開催以外の方法による意見聴取の実施についても検討し、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴

- 4) その他
- ② 保護管理の目標
- ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方
- (6) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (7) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ① 生息環境の保護
- ② 生息環境の整備
- (8) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項
- ① 被害防除対策
- ② モニタリング等の調査研究
- ③ 計画の実施体制
- ④ その他

8 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

行政界を超えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うこととなる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

(3) 公聴会等の開催等

法第7条第4項に規定する公聴会を開催するに当たり、利害関係人を選定する場合には都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体が選定されるよう留意するものとする。また、必要に応じて、公聴会の開催以外の方法による意見聴取の実施についても検討するものとする。

- 48 -